

組合に相談しよう

不払い相談、融資・税金相談、教育資金、サラ金、生活保護、社保未加入問題…  
練馬支部 03-3825-5522



定価三十円

購読料は組合費に含まれています。

発行所  
東京土建一般労働組合  
城北ブロック会議  
東京都豊島区西池袋 5-22-15  
板橋 (3963) 5325  
練馬 (3825) 5522  
豊島 (3986) 2471  
北 (3902) 7121  
発行人 代表者 佐藤 広平  
発行日 1日、9日、17日、25日

# 重税反対！ねりまインパクト2017



## 8団体92人が結集し 区民へ重税反対アピール

庶民大増税、そして2019年10月の消費税10%増税を阻止するため、昨年(2016年)に続き3・13重税反対ねりま実行委員会が地域共闘団体へ呼びかけ「重税反対！ねりまインパクト2017」を2月27日に8団体92人の仲間でおこないました。

### 注目集め多くの共感を得る

第一部では、区内8駅は、100人規模の仲間や信号待ちの車から大音量で一斉に宣伝行動をおこなう。各参加団体から、各弁士のマイクリレーの弁士を中心に多くの参加者が繰り広げられるなか、チラシ・ティッシュを配って署名やシール投書、第二部となる練馬駅の集結大宣伝行動で、票の協力を訴え、通行人の手が車を降りてマイクリレーを聞き入る通行人。レールの訴えに拍手を送るなど、多くの共感を得る。民大増税の反対」と「税制の民主化」に対して大



した。いま私たちの仲間は、庶民大増税を強いられ、仕事と暮らしは極限状態にあります。「税金は大企業・大資産家から」と、地域から声をあげる。これが重要になります。引き続き、組合では庶民大増税阻止、低所得者ほど負担の重い不公平税制である消費税増税の中止、税務行政の民主化を求めて、さらなる運動を展開していきます。



### 東京土建練馬支部 第60回定期大会告示

東京土建一般労働組合練馬支部、第60回定期大会を東京土建一般労働組合同規約20条にもとづき下記の日程で開催します。  
〔日時〕2017年4月2日(日)午前9時30分開場 10時00分開会  
〔会場〕区民産業プラザ ココネリホール  
〔代議員〕代議員は分会から選出された代議員と支部役員で構成します。

#### 代議員選出基準と代議員定数

2017年1月末日の分会組織人員に対して、60名に1名の割合(端数は30捨31入)で算出した代議員数に3名の基礎代議員数を加えた人数の代議員を、各分会で選出します。  
支部執行委員以上の役員および会計監査は役員資格での大会出席とする。各役員待遇は特別代議員とする。

2017年2月7日  
東京土建一般労働組合練馬支部  
執行委員長 上原 誠  
大会準備委員長 柄澤 耕一

#### 役員選挙告示

東京土建一般労働組合練馬支部第60回定期大会を東京土建一般労働組合同規約第8条及び第31条にもとづき、東京土建一般労働組合練馬支部の2017年度、諸役員の立候補を下記の役職ごとに受付けます。

#### 立候補者受付期間

2017年2月8日(水)午前9時より同年3月23日(木)拡大執行委員会、会議前の午後7時まで(土、日、祭日を除き、平日の午前9時～午後5時までの間、支部事務所で受付けます。)

#### 役職と定数

◇執行委員長 1名 ◇副執行委員長 5名 ◇書記長(常駐) 1名◇書記次長(常駐) 3名 ◇常任執行委員 11名(1名は青年部長の枠とし、選挙定数は10名とします)  
◇執行委員 28名 ◇会計監査 3名

(注) 定数を超える立候補者があった場合は、役職ごとに選挙を行います。

2017年2月7日  
東京土建一般労働組合練馬支部 第60回定期大会  
選挙管理委員長 植竹 明

# 建設労働者に適正な賃金支払いルールの確立を！ 後継者が育つ建設産業へ！



2月14日、日比谷野外大音楽堂で、賃金引き上げ、若年労働者が入職できる現場づくりを求める「建設労働者の未来をひらく集会」を開催。300人の仲間(練馬支部)が参加し、現場から報告を代表して伊藤昇東京都連委員長があいさつ。「公共工事設計労務単価は34・7%引き上がったが、

全建総連  
「建設労働者の未来をひらく2.14大集会」に3000人の仲間が参加



からは97人が参加)が会場を埋めつくしました。集会では、実行委員会を代表して伊藤昇東京都連委員長があいさつ。「公共工事設計労務単価は34・7%引き上がったが、

各政党の来賓からは、「現場労働者の賃金は、設計労務単価よりかなり低い」、「法定福利費が2次や3次下請けに届いていない」など、建設労働者の厳しい実態とともに、公契約法制定の決意などが表明されました。また、現場からの報告では、若い法人代表者から学習会などを通じて法定福利費の請求のとりくみをすすめていることが報告されました。

集会後は、東京駅周辺までデモ行進。練馬支部の仲間も、横断幕をもったPALの会員を先頭に、元気よくデモ行進を行いました。

## 2017年分会総会・保険証交付会 日程・会場

分会	分会総会			保険証交付会		
	日にち	時間	会場	日にち	時間	会場
北練馬	3月26日	15:00	北町第二地区区民館	3月26日	13:00	北町第二地区区民館
田柄	3月26日	13:00	第七出張所	3月30-31日	19:30	田柄区民館
練馬	3月26日	13:00	練馬四丁目集会所	3月26日	15:00	練馬四丁目集会所
桜台	3月26日	15:00	分会センター	3月26日	13:00	分会センター
豊玉	3月26日	13:00	練馬支部会館	3月26日	16:00	練馬支部会館
春日	3月26日	10:30	南地区区民館	3月26日	16:30	南地区区民館
高松	3月26日	13:00	分会センター	3月27日	14:00	分会センター
貫井	3月26日	9:30	練馬支部会館	3月26日	11:00	練馬支部会館
土支田	3月26日	10:30	分会センター	3月31日	19:00	分会センター
南田中	3月26日	13:00	分会センター	3月30日	19:00	第一集会所
大泉東	3月26日	10:00	北大泉地区区民館	3月30日	19:30	北大泉地区区民館
学園	3月26日	13:00	北出張所	3月27-28日	19:30	分会センター
西大泉	3月26日	9:00	西大泉地区区民館	3月31日	19:00	西大泉地区区民館
泉	3月26日	9:30	勤労福祉会館	3月26日	14:00	勤労福祉会館
石神井台	3月26日	13:30	石神井台地域集会所	3月26日	18:00	石神井台地域集会所
上石神井	3月26日	13:00	上石神井地域集会所	3月26日	9:00	上石神井地域集会所
旭町光ヶ丘	3月26日	13:00	旭町一丁目会館	3月26日	14:30	旭町一丁目会館
北事業所	3月29日	13:30	練馬支部会館	3月29日	総会終了後	練馬支部会館
石神井	3月26日	18:00	高野台集会所	3月26日	19:00	高野台集会所
谷原台	3月26日	13:00	谷原地域集会所	3月26日	13:00	谷原地域集会所
関町	3月26日	13:00	分会センター	3月26日	11:00	分会センター
新大泉	3月19日	9:00	分会センター	3月30日	19:00	大泉地域集会所
早宮	3月26日	13:00	分会センター	3月26日	15:00	分会センター
中村	3月26日	10:00	練馬支部会館	3月26日	総会終了後	練馬支部会館
富士見台	3月26日	12:00	富士見台地区区民館	3月26日	10:00	富士見台地区区民館
新豊玉	3月26日	13:00	旭丘集会所	3月26日	15:30	旭丘集会所
北大泉	3月26日	9:00	北地区区民館	3月26日	13:00	北地区区民館
南事業所	3月29日	11:00	練馬支部会館	3月29日	総会終了後	練馬支部会館

分会にとって一年で一番だ・い・じ・な「分会総会」  
一人ひとりが責任を持って参加しよう！

分会総会とは？

住宅デーや防災チームNAMAZUをはじめボランティア活動をおしり、知名度とそのとりくみは地域住民からも高い信頼が寄せられ、いまや「分会は地域の顔」となっています。分会総会とは、そういった分会の一年間のとりくみを振り返り、意見を話し合い、次年度にむけて「みんなで作る！みんなが決定！みんなで行動！」するた

め、年に一度おこなわれる「分会」にとって最も重要な場となります。分会総会では「どんなこと」が行われるの？

総会では、その一年どのような「とりくみ」をして、どこが「良くて」、「課題」がどこにあるのか、

「分会は地域の顔」となっています。分会総会とは、そういった分会の一年間のとりくみを振り返り、意見を話し合い、次年度にむけて「みんなで作る！みんなが決定！みんなで行動！」するた

また、分会役員の選出をおこなって、退任する役員をねぎらい、新任となる役員を歓迎します。総会後には「ご苦労さん会」など交流会をひらく分会もあります。

みなさんは「組合員」です！

東京土建では、「組合員は、組合の目的(労働者の基本的人権を守り、経済的、社会的、政治的地位の向上をはかる)達成のために、規約を守り、機関の決定にしたがい、決められた会議に出席し、決まらなければならぬ義務を

「分会」になります。また、なげればならぬ義務を

もつ(東京土建一般労働者規約第9条。)と、うたわれています。

みなで総会に参加し「自分たちの組合」をより良くしよう！

したがって分会総会には、皆さん(組合員)全員が対象であり、総会に出席して意見を言う権利があります。要望や意見を出し合い、組合に参加していくことが、私たち自身の「働く環境の向上」や「くらしの充実」に直結します。「分会」の役員に任ずるのではなく、「自分たちの分会」によって異なりますので、一覧表にてご確認ください。

開催日時や会場は分会によって異なりますので、一覧表にてご確認ください。